生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

・不動産、自動車、預貯金等の資産
・稼働能力の活用
・年金、手当等の社会保障給付
・扶養義務者からの扶養　　等

◇保護の開始時に調査
（預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等）
◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

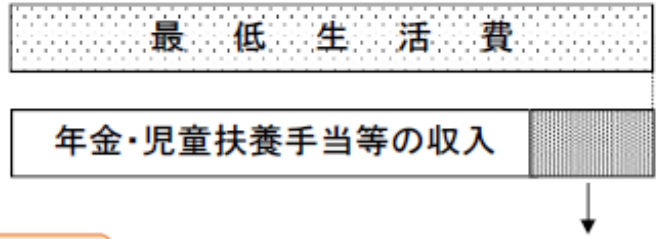

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

・ケースワーカーの月１回の家庭訪問等による就労指導
・福祉事務所とハローワークの連携強化
・福祉事務所への就労支援員の増配置

介護保険制度の補足給付における資産勘案について

○ 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。

○ 平成26年度の介護保険法改正（平成27年８月施行）において、補足給付は、福祉的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産等を勘案することとした。

※ 預貯金を完全に把握する仕組みがないため、自己申告制であり、金融機関への照会や不正受給に対する加算金により不正受給防止を図っている。

※ 生活保護制度では、保護の決定等において、金融機関に対し要保護者の預貯金の照会を実施。これを踏まえ、補足給付においても、同様の対応を行っている。

【補足給付の申請に当たっての資産等の確認方法】

資産等	確認方法
預貯金 （普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば 口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の 口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	自己申告
負債 （借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	・年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		・年金収入金額＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		・年金収入金額＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者		

【預貯金確認と不正受給対策】

○ 補足給付の申請の際に預貯金の額を申告するに当たっては、その額を確認するために通帳の写しを提出。

○ 各保険者は、あらかじめ同意を得たうえで、申請者及び配偶者の預貯金の状況について、必要に応じて、金融機関に対して照会することができる。

【手続きイメージ】※Ａ氏の資産情報をＢ銀行に照会する場合

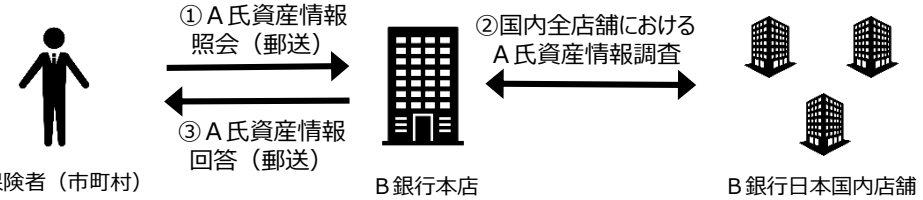

○ 不正受給が発覚した場合には、給付額の返還に加え、最大２倍の加算金を徴収。

金融資産等の保有状況の反映の在り方について

社会保障審議会医療保険部会（令和2年10月28日）資料

新経済・財政再生計画　改革工程表2019（令和元年12月19日）（抄）

○高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討する。

○　資産勘案の仕組みを導入するに当たっては、預貯金口座等の金融資産を保険者が把握できることが必要である。平成30年１月より施行されている預貯金口座へのマイナンバー付番の仕組みは、本人の任意により預貯金口座とマイナンバーを紐付けるものであり、全ての預貯金口座に付番がなされている状況ではない。さらに、自治体から金融機関に口座情報を一括で照会する方法がなく、また、負債を把握することはできない。

※現在、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG」において、預貯金口座等への付番について更なる見直し（法制化）が検討されている。

○　そのため、仮に介護保険の補足給付（※）と同様に資産要件を勘案することとした場合、保険者等は、相応の事務負担を要することとなる。

※介護保険においては、低所得者向けに食費・居住費を福祉的に給付する「補足給付」に資産要件を設けており、各保険者（市区町村）が、自己申告ベースで通帳の写しを確認するか、本人同意を得た上で、金融機関に対して照会することにより、申請者等の預貯金の状況を把握している。また、食費・居住費に係る負担限度額認定の対象となっている者は、全国で約120万人（平成30年介護保険事業状況報告）

○　これに加えて、医療保険において金融資産等の保有状況を反映することに対する理屈をどのように整理するか、といった整理すべき論点がある。

○　したがって、現時点において金融資産等の保有状況を医療保険の負担に勘案するのは尚早であり、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法の検討を進めることとしてはどうか。